



「共通商品券」は 早めに使用ください

長島町商工会では、記念品やイベントの景品など幅広く利用できる「共通商品券」を発行しています。

共通商品券は、購入から6カ月間という使用期限があります。手元にあるかたは、期限を確認して、早めに取扱店で使用してください。

取扱店のかたは、共通商品券の有無を確認し、長島町商工会での毎月の換金をお願いいたします。

問い合わせ先
長島町商工会
☎(86)0209

発行している「共通商品券」



軽自動車税の 減免を行っています

町では、身体障がい者などのために使用される軽自動車などについて、軽自動車税(種別割)の減免を行っています。

令和3年度に減免を受けたかたは、その内容に変更がない場合、減免が継続されますので、申請の必要はありません。

運転者の変更や免許証の更新など申請内容に変更があるかたや新規に申請をされるかた

は、次のとおり申請をお願いします。

※令和4年4月1日までに身体障害者手帳などの交付を受けているかたが対象です。

※自動車税(県税)の減免との併用はできません。

(①は除く)

○申請期限

5月31日(火)



問い合わせ先
役場税務課軽自動車税係
☎(86)1172[直通]

減免の対象となる軽自動車など		必要書類
①	社会福祉法人や特定非営利活動法人などが所有し、社会福祉事業や福祉サービスなどを行うために直接使用するもの	<ul style="list-style-type: none"> 車検証 団体、法人などの規約、定款の写し 自動車運行状況書(ほかの用途にも使用する場合)
②	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者のかたが所有するもの 精神障がい者または知的障がい者のかた、またはそのかたと生計を一つにするかたが所有するもの ※障がいの内容や等級によって減免が受けられない場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税納付書または口座振替用納税通知書 マイナンバーカード(納税義務者のもの) 運転免許証(運転するかたのもの) 障害者手帳 入院証明書、通所証明書(該当のかたのみ)
③	車の構造が身体障がい者などの利用に供するためのもの(車いす移動車など)	<ul style="list-style-type: none"> ②と同じ書類 仕様書、写真など構造について確認できるもの